

## 「福島自立更生促進センター運営連絡会議」第171回会合

## 実施要領

福島保護観察所

## 1 日時

令和8年5月28日（木）午前10時～正午（約120分）

## 2 会場

福島保護観察所 会議室

## 3 参加者

総数

19名

出席委員

9名

オブザーバー

5名

(福島地区保護司会、福島地区更生保護女性会、  
福島地検、東北委員会、保護局)

マスコミ関係者

約2名（見込み）

保護観察所

3名

(保護局、東北委員会、保護観察所等出席者)

(保護局)

八重樫主任

(東北委員会)

川浪調整指導官

(福島保護観察所)

大谷所長、植松統括、橋本観察官

記録（橋本観察官）

## 4 次第

(1) 高橋委員長挨拶

(2) 所長挨拶

(3) 議事

ア 入所者の生活状況について

イ その他

## 5 進行要領

時間	事 項
【当日】 朝	会場設営 資料セット ①実施要領・次第等、②更生保護誌（5月号）等
【当日】 9:10	<p>Teams 接続（事前に接続について保護局・委員会と打ち合わせ（植松・橋本観察官）） （保護局から出席者がいる場合）</p> <p>保護局出席者のお迎え（橋本観察官）※官用車（JR 福島駅西口→福島保護観察所） 委員案内、マスコミ案内（植松・橋本観察官）</p> <p>9:50 まで報道関係者を入室させない。</p>
10:00	<p><b>1 開会</b> 【橋本観察官】 （まだご到着でない委員の方もいらっしゃいますが、）それでは定刻となりましたので、ただいまから、福島自立更生促進センター運営連絡会議を開催いたします。</p>
10:01	<p><b>2 挨拶</b> 【橋本観察官】 まず始めに、当運営連絡会議の高橋委員長から挨拶を申し上げます。</p> <p>【高橋委員長】 （委員長挨拶）</p> <p>【橋本観察官】 ありがとうございました。 次に、福島保護観察所長の大谷から挨拶を申し上げます。</p> <p>【大谷所長】 （所長挨拶）</p> <p>【橋本観察官】 ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の委員出席数は（ 名）であり、当センター運営連絡会議設置要綱第7条第2項に定める過半数である6名を超えていますので、本会議が有効に開催されておりますことをここに報告いたします。</p>

それではまず議事に入ります前に、本日オブザーバーとして御参列いただいている皆様を御紹介させていただきます。

福島地区保護司会会長：~~岡田 宜彦（おかだ よしひこ）様~~  
 福島地区保護司会副会長：~~横山 信一（よこやま しんいち）様~~  
 福島地区保護司会副会長：~~羽田 美子（はねだ よしこ）様~~  
 福島地区保護司会事務局長：~~遠藤 悦子（えんどう えつこ）様~~  
 福島地区更生保護女性会会長：~~佐藤 豊子（さとう とよこ）様~~  
 福島地区更生保護女性会副会長：~~佐藤 由紀子（さとう ゆきこ）様~~  
 福島地区更生保護女性会副会長：~~横澤 朝子（よこさわ あさこ）様~~  
 福島地方検察庁検察官：~~松本 公祐（まつもと こうすけ）様~~  
 福島地方検察庁統括捜査官：~~木村 和彦（きむら かずひこ）様~~

また、オンラインで御参列は、

法務省保護局観察課 補佐官 ~~高橋 あすか（たかはし あすか）様~~  
 係長 ~~森 隆司（もり たかし）様~~  
 主任 ~~八重樫 美樹（やえがし みき）様~~

東北地方更生保護委員会

調整指導官：~~川浪 聡子（かわなみ さとこ）様~~

どうぞよろしくお願いたします。

### 【橋本観察官】

では議事進行につき、高橋委員長、お願いたします。

なお、申し訳ございませんが、報道関係の皆様はここで御退席いただきますようお願いいたします。

10 : 20

## 3 議事

### （1）入所者の生活状況について

#### 【高橋委員長】

それでは、今月は新たな入所候補者の予定がないため、保護観察所から、入所者の生活状況等について報告願います。

【植松統括】 1人当たり3分 × 3名 = 9分

本日もどうかよろしくお願いたします。

ご報告できる仮釈放許可決定となっている新たな入所候補者はございませんので、入所者の状況について御報告いたします。

前回会議（4月30日）から本日までの間に退所した者は0名、新たに入所した者は0名であり、本日現在の入所者数は3名となります。

資料 1～4 については会議終了後回収させていただきます。  
それでは、現在の入所者について、資料 4 を御覧いただきながら説明します。

入所者については必要に応じて資料 1～3 を御覧ください。

【高橋委員長】

この件に関して、何か質問等がございますか。

(意見交換)

11:00

(2) その他

【高橋委員長】

予定されていた議事は以上ですが、委員から何か御質問や御提案等がございますか。

御参加されているオブザーバーの皆様から何か御意見などございませんか。

保護観察所からは何かありますか。

4 閉会

【高橋委員長】

以上で、議事はすべて終了しました。

次回の会議は

令和 8 年 6 月 24 日 (水) 午前 10 時からを予定しています。

それでは、次々回 (令和 8 年 7 月) の会議の開催日を決めておきたいと思います。

候補日としては、

《次々回候補日》

令和 8 年 7 月 16 日 (木)、22 日 (水)

の 2 日間を考えており、これらの日程から、皆様のご都合の悪い日を確認した上で出席者が多数確保できる日に決めたいと思います。

それではいかかでしょうか。

ご都合を確認した結果、次々回は、

令和8年7月 日（ ）午前10時から  
とさせていただきます。

**【高橋委員長】**

それでは、以上をもちまして、本日の運営連絡会議を終了いたします。

**【植松統括】**

お手元の資料のうち資料1～4については回収させていただきますので、そのまま席上にお残してください（事務局は資料を回収する。）。

どうもありがとうございました。

# 第171回 福島自立更生促進センター運営連絡会議 次 第

日 時：令和8年5月28日（木）午前10時

場 所：福島保護観察所 会議室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 福島保護観察所長挨拶
- 4 議事
  - (1) 入所者の生活状況について
  - (2) その他
- 5 閉会

福島自立更生促進センター運営連絡会議委員名簿

令和8年5月28日現在

(※名簿は五十音順です。)

1	薄 真 幸
2	大 内 佳寿美
3	迫 田 順 子
4	鈴 木 登三雄
5	鈴 木 久
6	◎高 橋 有 紀
7	西 沢 桂 子
8	野 口 文 子
9	○藤 原 聡
10	幕 田 晋 市

(※氏名の前の◎は委員長、○は委員長代理を表します。)

## 福島自立更生促進センター運営連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島保護観察所に附設された福島自立更生促進センター（以下「センター」という。）が、地域の方々に支えられ、福島の安全・安心に寄与しながら、円滑かつ適切な運営を推進していくよう、福島自立更生促進センター運営連絡会議（以下「運営連絡会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (役割)

第2条 運営連絡会議は、センターに関し、次の各号に掲げる事項について、福島保護観察所長から報告を受けるとともに、必要に応じて、福島保護観察所長に対し、意見を提出することができる。

- (1) 管理及び体制に関する基本的な事項
- (2) 入所する者の選定に関する事項
- (3) 入所者に対する効果的な指導及び支援に関する事項
- (4) 入所者等の経過に関する事項
- (5) 地域への安全対策及び貢献策に関する事項
- (6) 運営に協力する者との連携及び協力に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか適切な運営に資する事項

2 運営連絡会議委員は、必要に応じて、入所者と面談し、意見を聴くことができる。

### (委員等)

第3条 運営連絡会議委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福島保護観察所長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 地域に所在する学校の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他運営連絡会議で必要と認められた者

2 委員の人数は15名以内とする。

3 委員のほかに、オブザーバーとして、関係機関及び関係団体の職員等に参加を求めることができる。

### (委員長)

第4条 運営連絡会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解囑)

第6条 福島保護観察所長は、委員が会議の進行を妨げ、又は委員たるにふさわしくない行為があった場合は、あらかじめ運営連絡会議の意見を聴き、委員を解囑することができる。

(会議)

第7条 第2回以降の運営連絡会議は、委員長が招集する。

2 運営連絡会議は、委員長又は第4条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下この項において「委員長代理者」という。）が出席し、かつ、過半数以上の委員（委員長代理者を除く。）の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 やむを得ず欠席する委員は、書面で意見を述べることができる。

5 やむを得ず欠席する委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって委員長に表決を委任することができる。

(福島保護観察所長に対する意見等)

第8条 運営連絡会議において、福島保護観察所長に対し意見を提出することとしたときは、委員長が速やかにこれを行う。

2 福島保護観察所長は、運営連絡会議の意見を尊重するものとする。

(会議の運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他運営連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が運営連絡会議に諮って定める。

(附則)

1 この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

2 本要綱については、運営連絡会議において協議の上、変更することができる。

# 第171回福島自立更生促進センター運営連絡会議 席図

令和8年5月28日

入口

委員長 高橋委員		藤原委員	
鈴木(登) 委員			野口委員
幕田委員			鈴木(久) 委員
			大内委員
西沢委員			薄委員
事務局	福島保護観察所長 大谷	福島保護観察所 植松統括	

オブザーバー  
5名

【民間団体】  
福島地区保護司会  
福島地区更生保護女性会

【法務省】  
福島地方検察庁  
保護局（オンライン）  
東北地方更生保護委員会（  
オンライン）

テレビモニター  
(teams用PC)

運営連絡会議の出欠確認

令和8年5月28日開催

	委員氏名	出欠
1	薄 真 幸	出
2	大 内 佳寿美	出
3	迫 田 順 子	欠
4	鈴 木 登三雄	出
5	鈴 木 久	出
6	◎高 橋 有 紀	出
7	西 沢 桂 子	出
8	野 口 文 子	出
9	○藤 原 聡	出
10	幕 田 晋 市	出

(※氏名の前の◎は委員長、○は委員長代理)

【オブザーバー】

福島地区保護司会	横 山 信 一
福島地区更生保護女性会	横 澤 朝 子
(法務省)	
福島地方検察庁	木 村 和 彦
法務省保護局	八重樫 美 樹
東北地方更生保護委員会	川 浪 聡 子

**【資料一覧】 \* 終了後回収**

・ 資料 1～3 (入所者関係)

\* 終了後回収

・ 資料 4 (入所者の処遇・生活状況について)

\* 終了後回収

・ 資料 5 (入所者の概要)

**※資料 1～資料 4 (横置き資料) は、会議終了後、回収します。**

## ※会議終了後回収します。

### 1 身上等について

年齢：60歳代 IQ相当値：103  
現在症：陳旧性小脳梗塞、高血圧症、水腎症、腎結石症（各投薬中）  
福島優先枠の種類：福島優先枠対象外

### 2 仮釈放について

執行すべき刑期：2年以上3年未満  
仮釈放許可：令和7年12月8日、東北地方更生保護委員会が決定  
仮釈放日：令和8年1月28日  
仮釈放施設：山形刑務所

刑期終了の年月（仮釈放期間満了の年月）：令和8年7月

### 3 主な生活歴

0歳 和歌山県において出生。同胞なし。実父は会社員、実母は水商売をしており、しつげは厳しかった。

4歳 両親離婚。離婚後は実父に引き取られたが、実父は大阪で働いていたため、佐賀県の父方祖母宅に預けられた。

小1時～▽いじめ被害。仲間外れにされるなど。いじめの原因は不明。以後、中学卒業時までずっといじめられていた。

18歳～福岡県内の私立大学に進学したが、留年したため4時に退学。

22歳～東京都内でプログラマーとして稼働。

24歳～東京都内の運輸会社で稼働（運行管理、倉庫管理）。

25歳 結婚（1回目）。

30歳～千葉県内の運輸会社で稼働（労務管理）。

43歳 結婚（2回目）。

45歳 脳梗塞発症。下肢に障害が残って働けなくなったことから、うつ病も発症した。

45歳頃 ▲窃盗（万引き）→不起訴。

48歳頃 ▲窃盗（万引き）→罰金20万円。

49歳頃 ▲窃盗（万引き）→懲役10月執行猶予3年（経過）。  
執行猶予後は、妻の稼ごと、障害手当で生活をしていた。また、週3日ほどタクシースー会社の無線業務で働いていた。

58歳 ▲本件2刑執行→懲役1年6月執行猶予4年。

58歳 ▽自殺企図。

59歳 ▲本件1刑執行→懲役1年2月。

## 資料1-1

### 【家族関係】

頼れる親族は実父のみだが、（刑務所に入る前に）最後に電話したのは2年前であり、刑務所から送った手紙にも返信はない。

結婚歴は2回（25～40歳、43～54歳）。いずれの婚姻時にも子をもうけたが、離婚時に元妻が引き取っており、現在は妻子ともに疎遠となっている。

### 4 本件犯罪の概要

#### 【概要】

1刑：茨城県内のゴルフアパレル店において、パーカー2着を万引き。

2刑：茨城県内のホームセンターにおいて、ゴルフボール10箱の万引きと、万引きに気づいて接触してきた店員への暴行（首根っこを掴まれたことに対して抵抗し、店員の右肩を押し込んだもの）。

#### 【動機・原因】

15年ほど前、脳梗塞を発症して車椅子生活になった。ストレスからうつ病も発症し、仕事ができなくなり、経済的な困窮から万引きをするようになった。万引きは家族と買物に行った際に別行動をしてやっていた。

54歳頃に元妻と離婚した時は、もう歩くことができているものの、仕事がない状況が続き、生活が苦しかった。そのような中、ゴルフボール盗んでは転売するということを繰り返すようになった。（そして2刑へ）

2刑で執行猶予処分となった後も、仕事が見つからず、生活保護を受けようと市役所へ相談に行ったが、受給要件に該当しないと言われて断られたため、八方塞がりですら自暴自棄になり、犯行に及んだ（1刑）。

### 5 その他参考事項

本人はセンター入所後、就労することを希望しているが、①脳梗塞の後遺症から、現在も刑務所内で歩行障害等が見られていること、②通院・服薬が必要な疾病を複数抱えていること、③60代（前半）と比較的高齢であることから、現実的に就労先を見つけるのは容易ではないと思われ、本人の同意を得た上で福祉サービス調整を行うことも検討している。

時期	入所して1週間	入所1か月目	入所2か月目	入所3か月目	退所前
身分関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所時の行政手続(住民票の異動、国民健康保険への加入等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労し、社会保険に加入できれば、国民健康保険を返還させる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>退所後の行政手続(住民票異動等)を行う。</li> </ul>
就労関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断を受けさせ、就労の可否を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の結果、就労可能であれば協力雇用主の採用面接を受ける等して速やかに就職先を定め、就労を開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職していれば就労継続のための指導、助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所後の就労先又は居住先を確保する。</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターでの基本的な生活習慣を身につけさせる。</li> <li>少年鑑別所の心理検査を受けさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き続き、センターの規則に沿った生活習慣を保持させ、規則を徹底させた生活をさせる。</li> <li>再犯防止プログラムを実施する。</li> <li>退所後の生活における問題点や課題を整理し、対策を考えさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所後の生活の計画について、具体化する。</li> <li>センター生活を振り返らせ、再犯しない決意を固めさせる。</li> </ul>
自立準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が提出した更生計画を確認し、退所までの生活目標を設定する。</li> <li>福祉サービスを受けることへの意向を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めた生活目標を達成させるための助言及び健全な生活態度保持のため指導する。</li> <li>本人が福祉サービスを受けることを希望した場合、精神科を受診させるなどし、サービス受給者証の申請手続を進めるほか、必要な支援を検討し、関係機関に協力等を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所後に必要な生活用品を準備する。</li> </ul>

## ※会議終了後回収します。

### 1 身上等について

年齢：30歳代 IQ相当値：97  
現在症：なし  
福島優先枠の種類：福島優先枠対象外

### 2 仮釈放について

執行すべき刑期：3年以上4年未満  
仮釈放許可：令和8年1月26日、東北地方更生保護委員会が決定  
仮釈放日：令和8年3月18日  
仮釈放施設：秋田刑務所  
刑期終了の年月（仮釈放期間満了の年月）：令和8年7月

### 3 主な生活歴

- 0歳 青森県で出生。同胞3（兄1、姉1）。父親は飲酒下で家族に暴力を振るうことがあった。
- 6歳 青森県内の小学校入学。
- 8歳 △不登校。野球部で背番号をもらったことにより、上級生からいじめられるようになったため。
- 12歳 青森県内の中学校に入学。不登校が続いており、青森県内の別の学校に設置された適応指導教室に登校。
- 13歳 青森県内の中学校に転校。学校内に知り合いがいなかったため、登校できるようになった。
- 15歳 青森県内の高校に入学。硬式野球部に所属するも、同級生などから障害者扱いをされたため、1年時に退部。
- 16歳 △学校に行かずパチンコ店に出入りするようになり、家出。両親離婚。実母に引き取られる。  
△深夜はいかいで補導。  
△高校中退。
- 17歳 宮城県内で型枠大工として稼働（約6月）。
- 18歳 青森県内で内装工として稼働（約2年）。
- 21歳 結婚（1回目）。子2人をもうける。  
青森県内で土木作業員として稼働（約2年）。
- 23歳 離婚。子は元妻が引き取った。以降、没交渉。  
青森県内で土木作業員として稼働（約6月）。  
東京都内で土木作業員として稼働（約6月）。  
結婚（2回目）。子1人をもうける。

## 資料2-1

- 24歳 離婚。子は元妻が引き取った。  
△ギャンブルにのめりこむ。離婚で自棄になり、収入のすべてを自由に使うことができようとして稼働（約8月）。  
富山県内でトラック運転手として稼働（約6月）。
- 25歳 石川県内で漁師として稼働（約5月）。
- 26歳 富山県内で土木作業員として稼働（約5月）。
- 28歳 ▲詐欺で懲役2年8月（初入）  
仮釈放を許され、青森県内の実母のもとに帰住。土木作業員として稼働（約5月）。
- 29歳 ▲本件（詐欺）  
富山県内で土木作業員として稼働（約1月）。  
以降、就労せず、青森県や愛知県内の知人宅を転々。  
▲本件確定。懲役3年（2入）。

### 【家族関係】

受刑中、実母に手紙を出すも返事はなかった。  
実母は実姉と同居している可能性がある。  
家族とは連絡を取っていない。また、いずれの元妻及び子どもと疎遠である。

### 4 本件犯罪の概要

#### 【概要】

アプリケーションソフトを介して知り合った女性の好意に付け込んで、金銭をだまし取ったもの。被害者は2名で被害総額348万円。

#### 【動機・原因】

競輪、競艇、パチンコ、スロットに収入のすべてを費やし、実母、会社、知人等から借金をしていた。ギャンブルをすると、一時的に忘れたいことを忘れることができた。ギャンブルで金銭をなくし、高収入の仕事を求めたり、借金をしたりして仕事を転々としており、それが逃げていけるように感じてつらく、そうした状況から逃げたい気持ちがあった。旅費名目や借金を返す名目で金銭をだまし取ったが、すべてギャンブルで費消した。立件されていない余罪が1件ある。被害者の一人とは逮捕直前に同居していた。

### 5 その他参考事項

特記事項なし。

※会議終了後回収します。

時期	入所して1週間	入所1か月目	入所2か月目	入所3か月目	退所前
身分関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所時行政手続（住民票の異動、国民健康保険への加入等、年金減免手続等）。</li> <li>失効した運転免許の回復手続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のスムーズな退所後の生活につなげる。</li> </ul>
就労関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力雇用主の許で就労予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターでの基本的な生活習慣を身につけさせる。</li> <li>少年鑑別所の心理検査を受けさせる。</li> <li>職員及び他の入所者との関係を構築する。</li> <li>必要に応じて家族関係調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>再犯防止プログラムなどの進捗状況に応じてギャンブル障害回復プログラムも受講させる。</li> <li>退所後の生活における課題を整理し、対策を講じさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
自立準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が提出した更生計画に基づき、退所に向けた自立計画を策定する。</li> <li>退所先に関する情報収集。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所に向けた自立計画に沿って退所に向けた準備を進める。</li> <li>退所先に関する情報収集。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>退所後に必要な生活用品（携帯電話等）を準備する。</li> <li>退所先を具体化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所後に必要な生活用品（携帯電話等）を準備する。</li> <li>退所先を確定する。</li> </ul>

## ※会議終了後回収します。

### 1 身上等について

年齢：60歳代 IQ相当値：83  
現在症：心房細動、消化不良症、胃粘膜保護（各投薬中）  
福島優先枠の種類：福島優先枠対象者

### 2 仮釈放について

執行すべき刑期：2年以上3年未満  
仮釈放許可：令和8年2月24日、関東地方更生保護委員会が決定  
仮釈放日：令和8年4月30日  
仮釈放施設：喜連川社会復帰促進センター  
刑期終了の年月（仮釈放期間満了の年月）：令和8年12月

### 3 主な生活歴

- 0歳 福島県で出生。同胞3名（異父兄1、異父姉1、異父妹1）。両親は物心つく前に離婚しており、実母と継父に養育された。なお、実母は2度の離婚歴がある。
- 15歳 福島県内の小中学校に進学。問題行動も見られず、中学卒業後、福島県内の職業訓練高校（木工科）に進学。
- 16歳頃 △学校が面白くないという理由でパチンコ店に出入りするようになり、2年時に高校中退。
- 17歳 ▲窃盗（青果店レジから金銭を持ち出す）→保護観察処分
- 18歳 △窃盗（本人記憶なし）→補導
- 19歳 パチンコに耽溺
- 22歳 ▲暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害→罰金7万円  
▲道路交通法違反（無免許）→懲役5月3年間執行猶予（経過）
- 27歳 福島県内で内装工として稼働（34歳まで）
- 28歳 ▲傷害、暴行→罰金10万円
- 30歳頃 交際相手と同棲し、子どもも誕生したが、給料のほとんどをパチンコに費やし、借金も重ね、同棲相手の実父に借金を立て替えてもらうなどして周囲に迷惑をかけたまま続いていた。
- 35歳 交際相手と別れ、新潟県内の発電所で配管工として稼働
- 41歳 配管工を辞めて知人のもとで建設作業員として稼働
- 47歳 福島県の原子力発電所で除染作業員等として稼働
- 58歳 路上生活を始める。

## 資料3-1

社員寮で住み込み就労していたが、手当の中抜きなど、給与面での不満が募り、給与支給後に職場を無断で出奔した。

- 58歳 ▲本件2刑（住居侵入、窃盗）をじゃっ起。  
懲役2年3年間執行猶予→猶予取消（2刑）  
釈放後、福島県内にて生活保護を受給して生活
- 59歳 新聞配達員として稼働
- 60歳 ▲本件1刑（窃盗）をじゃっ起。  
▲本件1刑確定。懲役8月（初入）

### 【家族関係】

実母は認知症を患っており、本人によると異父姉が同居して介護しているとのことであるが、本人の素行の悪さから異父姉から嫌われ、2刑じゃっ起以後、異父姉と疎遠になった。異父兄は死去し、異父妹とは長年仲が悪く、疎遠である。同棲相手及び実子とも疎遠。

### 4 本件犯罪の概要

#### 【概要】

- 1刑：福島県内のコンビニエンスストアでたばこ1箱を万引きした。
- 2刑：福島県内のホテルの大浴場脱衣所において、入浴していた者のルームキーを盗み、同鍵の客室に侵入して現金5万円を窃取した。

#### 【動機・原因】

- 1刑：執行猶予言渡し後、生活保護を受給しながら新聞配達員として働き始め、仕事中にたばこを購入するためにコンビニエンスストアに立ち寄った際、所持金が足らず、たばこを万引きした。
- 2刑：仕事の給与面での不満が募り、本件1週間前に無断で職場を出奔して路上生活を始めた。本件当日は、パチンコに勝つため、ホテルに宿泊したが、所持金が少ないことへの不安が大きくなり、大浴場の脱衣所に無造作にルームキーが置いてあるのを発見し、同鍵で客室に侵入して財布から金品を窃取後、そのまま宿泊せずにホテルから出たもの。

### 5 その他参考事項

懲罰なし。本人はセンター退所後、1刑時に住んでいたアパートの大家の協力を得て住居を確保したいと述べている。就労意欲も高い。

※会議終了後回収します。

時期	入所して1週間	入所1か月目	入所2か月目	入所3か月目	退所前
身分関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所時行政手続（住民票の異動、国民健康保険への加入及びマイナンバーカードの再発行手続、年金減免手続等）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のスムーズな退所後の生活につなげる。</li> </ul>
就労関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力雇用主の許で就労予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターでの基本的な生活習慣を身につけさせる。</li> <li>少年鑑別所の心理検査を受けさせる。</li> <li>職員及び他の入所者との関係を構築させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>金銭管理及び生活全般の自己管理について指導助言を行う。</li> <li>再犯防止プログラムを実施させる。</li> <li>ギャングブル障害回復プログラムを受講させる。</li> <li>現在症の服薬が継続できよう受診させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>退所後の生活における課題を整理し、対策を講じさせる。</li> <li>しよく罪指導を受講させる。</li> </ul>		
自立準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が提出した更生計画に基づき、退所に向けた自立計画を策定する。</li> <li>退所先に関する情報収集。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所に向けた自立計画に沿って退所に向けた準備を進める。</li> <li>退所先に関する情報収集及び協力者に連絡させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>退所後に必要な生活用品（携帯電話等）を準備する。</li> <li>退所先を具体化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>退所先を確定する。</li> </ul>

入所者	1月28日入所者 ＜福島優先枠対象外＞ 資料1	3月18日入所者 ＜福島優先枠対象外＞ 資料2	4月30日入所者 ＜福島優先枠対象者＞ 資料3
入所期間	入所5か月目	入所3か月目	入所2か月目
身関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票異動済。国民健康保険証取得済。マイナンバーカード発行手続中。運転免許証は入所時から保有済。フォークリフト免許を再取得。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票異動済。社会保険証取得済（国民健康保険証返還済）、マイナンバーカード取得済。運転免許証更新手続済。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種行政手続実施済（住民票異動、国民健康保険証取得、マイナンバーカード発行等）。</li> </ul>
就労関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月から協力雇用主（工場）のもとで稼働していたが、業務内容が難しい上、上司の叱責に耐えられず、数日間で退職。</li> <li>・4月3日から協力雇用主（工場）のもとで稼働開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主（土木・建設関係）を調整、4月2日から就労中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主（工場）の採用面接を実施。現在、面接結果を待っている。</li> </ul>
入所中の生活態度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事等への不満を訴えることもあったが、センター規則を遵守して生活しており、特段の問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター規則を遵守して生活しており、特段の問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター規則を遵守して生活しており、特段の問題はない。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止プログラム受講終了。</li> <li>・健康診断結果は「就労に支障なし」であったが、持病治療のため、腎・泌尿器科、皮膚科及び整形外科に通院している。</li> <li>・期間満了前まで現在の勤務先で就労継続することを希望している。</li> <li>・実父が本人を引き受ける意思を示しているため、期間満了後に実父のもとに帰住予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止プログラム及びしょく罪指導プログラムを受講中。</li> <li>・福島県精神保健福祉センターが実施しているギャンブル障害・回復トレーニングプログラム（S A T - G）を受講中。</li> <li>・G Aに継続参加中。</li> <li>・入所時健康診断及び鑑別所による処遇鑑別を実施。</li> <li>・本人は現勤務先の社員寮に退所することを希望している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止プログラム受講中。</li> <li>・鑑別所による処遇鑑別を実施。</li> <li>・入所時健康診断実施。</li> <li>・持病の治療のため、医療機関に通院中。</li> <li>・福島県精神保健福祉センターが実施しているギャンブル障害・回復トレーニングプログラム（S A T - G）を受講中。</li> </ul>

## 福島自立更生促進センター入所者(仮釈放中の者3名)の概要

令和8年5月23日 現在

## 1 年齢

年齢	人数
20代	0
30代	1
40代	0
50代	0
60代以上	2

## 2 刑期

執行刑期	人数
1年未満	0
1年以上2年未満	0
2年以上3年未満	2
3年以上4年未満	1
4年以上5年未満	0
5年以上6年未満	0
6年以上7年未満	0
7年以上8年未満	0

## 3 罪種

犯罪の種類	人数
生命・身体に対する罪	0
自由及び私生活の平穩に対する犯罪	0
名誉・信頼に対する犯罪	0
財産に対する犯罪	3
公衆の安全に対する犯罪	0
偽造の犯罪	0
風俗・秩序に対する犯罪	0
国家的法益に対する犯罪	0
不正薬物使用に関する犯罪	0
交通に関する犯罪	0

## 4 仮釈放決定委員会

委員会	人数
北海道委	0
東北委	2
関東委	1
中部委	0
近畿委	0
中国委	0
四国委	0
九州委	0

## 5 福島優先枠の種類

優先枠の種類	人数
福島県内で生活していたことのある者	1
福島刑務所入所者	0
既に福島県内に居住しているが住居が不安定な者	0
福島優先枠外の者	2